

1 事業名

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

2 事業の概要

嘱託医による新型コロナウイルスワクチンの接種等に関する業務については、令和 3 年度に限って実施することとしていたが、令和 4 年度においても、引き続き実施する必要があることから、嘱託医の委嘱期間を延長するため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する嘱託医」の報酬額の規定を削除する日について、「令和 4 年 4 月 1 日」から「令和 5 年 4 月 1 日」に改める。

3 他自治体の類似する政策等

全国の自治体において、新型コロナウイルスワクチンの接種が実施されている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

予防接種法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

嘱託医報酬 2,150 千円

報酬については、国庫支出金を充てる。

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第23号 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。